明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第二条　平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

本則各号列記以外の部分中、「「法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動」（以下「留学」という。）及び「法別表第一の四の表の就学の項の下欄に掲げる活動」（以下「就学」という。）の項」を「法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項（以下「留学の項」という。）」に改め、「日本語教育機関」の下に「及び教育機関」を加え、「次の第一号、第二号及び第五号に定めるものとし、留学及び就学の項の下欄の規定による教育機関は、第三号及び第四号に定める」を「次の各号に定める」に改め、本則第一号中「の四のイ及び就学の項の下欄の四のイ」を「第五号イ」に、「、別表第三及び別表第五」を「及び別表第四」に改め、本則第二号中「の五」を「第六号」に改め、本則第三号中「の六」を「第七号」に、「別表第三及び別表第四」を「別表第二及び別表第三」に改め、本則第四号中「就学の項の下欄の五」を「留学の項の下欄第八号」に、「別表第六」を「別表第五」に改め、本則第五号を削る。

別表第一を次のように改める。

名称	所在地
吉田学園情報ビジネス専門学校日本語学科	北海道
北海道エコ・コミュニケーション専門学校	北海道
インターナショナルアカデミー	北海道
創研学園看予備日本語科	北海道
札幌国際日本語学院	北海道
札幌ランゲージセンター日本語科	北海道
盛岡情報ビジネス専門学校	岩手県
東北外国語専門学校	宮城県
仙台イングリッシュセンター日本語科	宮城県
仙台ランゲージスクール日本語科	宮城県
仙台国際日本語学校	宮城県
環球日本語学習院	宮城県
青葉外国語学院	宮城県
国際アカデミーランゲージスクール	宮城県
新庄コンピュータ専門学校日本語コース	山形県
福島日本語学院	福島県
東海学院文化教養専門学校	茨城県
茨城国際学院	茨城県
水戸国際日本語学校	茨城県
常陸学院	茨城県
国際アカデミー日本語学院取手校	茨城県
国際情報ビジネス専門学校	栃木県
専門学校足利コミュニティーカレッジ	栃木県
国際テクニカルデザイン・自動車専門学校	栃木県
国際自動車・ビューティ専門学校	栃木県
中央文教学院	栃木県
セントメリー日本語学院	栃木県
宇都宮日本語学院	栃木県
好学院	栃木県
アティスインターナショナルアカデミー	栃木県
ティビィシィ日本語学校	栃木県
中央情報経理専門学校高崎校日本語学科	群馬県
ＮＩＰＰＯＮ語学院	群馬県
中央情報専門学校	埼玉県
東京国際学園外語専門学校	埼玉県
国際情報経済専門学校日本語本科	埼玉県
埼玉国際学園	埼玉県
東洋アカデミー日本語学院	埼玉県
東京日語学院	埼玉県
埼玉日本語学校	埼玉県
浦和国際教育センター	埼玉県
浦和国際学院	埼玉県
与野学院日本語学校	埼玉県
学校法人三井学園武蔵浦和日本語学院・一般二年課程、同・一般一年課程	埼玉県
東京アジア学友会	埼玉県
東亜国際外語学院	埼玉県
平成国際教育学院	埼玉県